

2021年6月25日

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課 御中

企業年金連絡協議会

『確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案』に関する意見募集(パブリックコメント)に対する意見提出について

令和3年(2021年)5月27日に公表され意見募集が開始されている上記の掲題について、下記の通り、意見を提出いたします。

記

○ 全般的な意見について

確定拠出年金における拠出限度額等の見直しについては、予てより『税制改正要望』、での要望等意見提出や、昨夏の企業年金・個人年金部会で意見陳述してきた通りである。

公的年金のスリム化や現状の企業年金を取巻く環境の変化から、今後、老後の年金額の減少が見込まれるが、その減少を補うために確定給付企業年金とともに確定拠出年金への期待は大きい。確定拠出年金制度の一層の普及拡大のため、更なる拠出限度額の引上げ、関連する取扱いルールの見直しなど規制緩和が重要であると考えます。

今回の改正の主な内容である「他の企業年金制度を実施している場合での拠出限度額を1/2とした現行取扱いの見直し」は当方の意見に合致するものであり、【現行枠組みの範囲内で非課税枠を有効に、より公平な利用を可能とする】趣旨に賛同する。加えて、今後のDB・DC両制度を共に充実させていくために、更なるDC拠出限度額の引上げの検討を求める。

○ 「2. 改正の概要」(1) 企業型DCの拠出限度額に見直しについて

今回のDBごとの仮想掛金額の算定にあたっては、総幹事ならびに基金への負担が大きくならないようご配慮ねがいたい。

○ 「2. 改正の概要」(4) 経過措置について

今回の見直しにより、これまでの法令に基づき労使合意されているDB・DC制度の枠組みに変更を求められ、そのDCの従前の拠出額を維持するために、他方DBの拠出額の削減＝「給付減額」が引き起こされる可能性など危惧されたが、本経過措置により回避されることは、上記部会で意見陳述した当方の要望でもあり、評価するものである。

ただし、この政令の施行の日以後に、DBについてはその他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、経過措置が終了し「月額5.5万円から他制度掛金相当額を控除した額」とすることとされている。

今後、定年延長・雇用延長への対応等による制度の見直しが必要とされるケースが多発すると予想されることから、経過措置が終了となる場合はその他の厚生労働省令に該当したときとされているが、その経過措置終了については、十分な配慮をお願いしたい。

以上